

欧米近現代財政史・国制史研究の一視角（下の1）

——イギリス財政史・国制史研究に即して——

佐藤芳彦

- I はじめに
- II 『近代イギリス財政政策史研究』の課題と方法
- III 地方行政政策史研究と問題点
 - [1] 地方行政史研究
 - [2] 地方財政史研究
- IV 国家行政政策史研究と問題点
 - [1] 国家行政史研究
 - [2] 国家財政史研究（以上，58号）
- V 国制史＝貴族院問題研究史と問題点
- VI 財政史・国制史研究の一視角
 - [1] 国家レベルでの（代議制）研究の一視角
 - [2] 地方レベルでの（代議制）研究の一視角（以上，59号）
 - [3] 小括＝国家レベルと地方レベル間での（代議制）研究の一視角（以下，本60号）
補論1＝日本における代議制の展開
 - [4] 国家レベルでの（行財政）研究の一視角（以下，次61号）
 - [5] 地方レベルでの（行財政）研究の一視角
 - [6] 小括＝国家レベルと地方レベル間での（行財政）研究の一視角
- VII 結語

[3] 小括＝国家レベルと地方レベル間での（代議制）研究の一視角

以上，国家レベルと地方レベルのそれぞれにおける（代議制）研究に注目し，機能＝行財政と関連させつつ，構造＝代議制（庶民院の選挙法改正，及び地方政府の選挙関係法）を取り上げ，その展開が，国民（住民）＝納税者＝有権者にとってもつ意味を解明する一視角を検討したのであるが，小括として，国家レベルと地方レベル間での代議制展開の関連について簡単に言及しておきたい。

予め，表1(A)に表示した略年表からクロノジカルな展開を確認すると，資本主義の確立以後，まず国家レベルで「国民代表法」として庶民院の選挙法改正が第1次，第2次，第3次改正と漸次的＝段階的に実現し，それぞれの改正に続いて，地方レベルで地方政府の選挙関係法が成立しており，従って，基本的には，国家レベルでの代議制展開が地方レベルでの代議制展開を規定しているといえるのであるが，このような関連について，とりわけ，国家レベルでの1884-85年の第3次選挙法改正と地方レベルでの1888年と1894年の「地方政府法」に即して，より具体的に，確認したい。

(1) 選挙権に関して。

まず選挙権についていえば、国家レベルでの議会選挙権の資格=付与条件は、第3次選挙法改正=1884年「国民代表法」によって、新たにカウンティ選挙区とバラ選挙区の双方について、①「戸主選挙権」(=居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件)、「£10間借人選挙権」(=£10以上の間借りの居住占有の条件)、「勤務選挙権」(=居住家屋の居住占有の条件)、あるいは②「£10占有選挙権」(=£10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件)に拡大され、こうして、今や、議会選挙権の場合には、①「戸主選挙権」と②「£10占有選挙権」の場合のように、課税財産の占有=救貧税賦課・納税条件が規定され、更には、「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」の場合のように、課税財産の居住占有のみの条件も規定されるに至った。(このような

展開を受けて、第4次選挙法改正=1918年「国民代表法」においては、議会選挙権の資格=付与条件として、①居住条件、あるいは②£10占有条件が実現されてくるのである。)

このような国家レベルでの展開に続いて、地方レベルでは、まず1888年の「地方政府法」によって、第3次選挙法改正=1884年法下での新たな議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格が、今や、地方政府レベルにおけるバラ議会の選挙権、及びカウンティ議会の選挙権の双方に導入され、こうして、双方の議会の選挙権の資格=付与条件としての、課税財産の占有=納税条件が「£10占有選挙権」のそれまで拡大されるに至った。

更に続いて1894年の「地方政府法」によって、第3次選挙法改正=1884年法下での新たな議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格のみならず、「戸主選挙権」、「£10間借人選挙権」、「勤務選挙権」の資格までが、今や、地方政府レベルにおける教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区の地区議会、そして農村地区の地区議会(=地方救貧委員会)の選挙権に導入され、こうして、これらの議会の選挙権の資格=付与条件としての、課税財産の占有=納税条件が「戸主選挙権」のそれまでに拡大され、更に(「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」のように)居住占有のみの条件にまで拡大されるに至った。(しかも、このことは、同時に、特定の地方当局としての「地方救貧委員会」や「地方衛生委員会」の選挙権の資格=付与条件としての、地方税査定額[=純年価値額]に応じた[地方税課税]財産の所有条件及び占有=地方税賦課・納税条件の廃止を前提としていた。)(このような展開を受けて1918年「国民代表法」においては、統一的な地方政府選挙権の資格=付与条件として、居住条件が実現されてくるのである。)

かくして、選挙権について、基本的には、国家レベルでの(資格=付与条件としての)代

表 1(A) イギリス代議制展開の略年表

国家レベル	地方レベル
1832年「国民代表法」 (=第1次選挙法改正)	1834年「救貧法修正法」 1835年「都市団体系法」 1844年「救貧法修正法」 1848年「公衆衛生法」 1855年「首都経営法」
1867年「国民代表法」 (=第2次選挙法改正)	1869年「都市選挙権法」 1870年「初等教育法」 1882年「都市団体系法」
1884年「国民代表法」 (=第3次選挙法改正)	
1885年「議席再配分法」	
1885年「登録法」	1888年「カウンティ選挙人法」 1888年「地方政府法」 1894年「地方政府法」 1899年「ロンドン政府法」 1902年「教育法」
1918年「国民代表法」 (=第4次選挙法改正)	1933年「地方政府法」

[Statutes at Large; Public General Acts の関係箇所より作成。]

議制展開が地方レベルでのそれを規定していたことを確認しうる。

(2) 選挙区等について。

次に選挙区等についていえば、国家レベルでの選挙区の場合、第3次選挙法改正＝1885年「議席再配分法」によって、カウンティ選挙区とバラ選挙区の双方について、「1議員選挙区」＝小選挙区制が成立し、代表原理として「多数代表」の原則が実現された。

このような国家レベルでの展開に続いて、地方レベルでは、まず1888年の「地方政府法」によって、地方政府のうちカウンティ議会の場合、議会選挙での選挙区制を導入しつつ、同様な「1議員選挙区」＝小選挙区制を採用し、それによって「多数代表」の原則が実現された。（但し、首都ロンドンのカウンティ議会の場合、議会選挙と同一の選挙区で2議員を選出し、バラ議員と同様に、「連記」制により「多数代表」の原則が実現された。）

更に続いて、1894年の「地方政府法」によって、地方政府のうち教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区における地区議会、農村地区議会（＝地方救貧委員会）の選挙の場合には、「連記」制が採用され、それによって「多数代表」の原則が実現された。（この点は、都市地区議会と同一にされた「ロンドン教区会」の場合も同様である。）

かくして、選挙区等についても、基本的には、国家レベルでの（代表原理としての）代議制展開が地方レベルでのそれを規定していたこと、つまり、国家レベルでの代議制展開とほぼ同様に、地方レベルでも、カウンティ議会の場合には「1議員選挙区」＝小選挙区制によって、他のバラ議会、地区議会等の場合には「連記」制によって、結局、議会選挙の場合におけるように、そのような納税者＝有権者の「多数意見」が代表される原則（＝「多数代表」原則）が、成立し貫徹してくることを確認しうる。

以上のように、国家レベルと地方レベル間での代議制展開の関連については、資本主義の確立以後、1832年の第一次選挙法改正を起点として、まず、国家レベルでの代議制において新たな原則が成立し、そのような原則が、更には地方レベルでの代議制においても貫徹してくること、その上で、そのような展開を受けて、第4次選挙法改正＝1918年「国民代表法」において、前者に後者が包摂される形で両者が統合されてくるといえる。このような有機的関連把握の視角からの本格的研究が求められているようにおもわれる。

しからは、このような国家レベルと地方レベルの双方におけるの構造＝代議制の展開、さらには両者の関連は、機能＝行財政において如何なる意味をもっていたのであろうか。それを検討するに先立ち、ここで、比較史的観点から、イギリスとは対照的なわが国における代議制の展開過程について注目しておきたい。

（なお、欧米史に関する本稿で、あえて日本の代議制に注目する理由は、第一に、国民（住民）＝納税者＝有権者の観点から、戦後50余年のわが国において顕在化するに至った諸問題、とりわけ、行財政問題の歴史的背景を検討する際には、予め、国家と地方の双方のレベルでの代議制についての歴史的考察が必要であること、にも拘わらず、第二に、管見の限りでは、従来の代議制研究は、国家レベルでのそれに集中し、地方レベルでのそれが不十分であり、従って全体像の把握も不十分であるとおもわれることである。）

補論1＝日本における代議制の展開

「最初の工業国家」＝最先進国たるイギリスの場合、代議制の展開過程は、いわば自生的に、かつ漸次的に、17世紀における市民革命を経て、1820-30年代における資本主義の確立以後に、

国家レベルを起点として本格的に開始し、そして地方レベルに貫徹し、そのうえで前者に後者が包摂される形で、両者が1918年の（従来と同様の）「国民代表法」において統合されてくるのであるが、これに対して、それとは異なり、後進国たるわが国の場合、クロノジカルには、表1(B)に表示した略年表から予想しうるように、代議制は、いわば他律的に、外圧下での「明治維新」という上からの近代化の開始とともに、（資本主義の確立に先立って）まず、イギリスとは逆に、地方レベルを起点として開始し、そして国家レベルに展開したのちに、1925年のいわゆる普通選挙法制定後、とりわけ、第二次大戦後になって、連合国軍による占領下に、イギリスと同様に、国家レベルから地方レベルに展開し、そのうえで両者が、1950年に「公職選挙法」という全く新たな法律によって統合されてくるのである。そこで、補論として、このような日本における代議制の独自の展開を、法的レベルでの展開に限定して、より具体的に確認し（国民（住民）＝納税者＝有権者にとってもつ意味、とりわけ1994年「公職選挙法」改正（＝小選挙区比例代表並立制導入）のもつ歴史的意味を展望し）たい。

具体的な内容の確認に先立ち、予め、(1)代議制展開の政策的意図と(2)代議制展開の税制面での前提について、ごく簡単に言及しておきたい。

表1(B) 日本代議制展開の略年表

国家レベル	地方レベル	
	府県レベル	市町村レベル
(1873年「地租改正法」)	(1878年「地方税規則」) (1878年「郡区町村編制法」) 1878年「府県会規則」	
(1887年「所得税法」)		1888年「市制及町村制」
1889年「大日本帝国憲法」 1889年「衆議院議員選挙法」	1890年「府県制」 1890年「郡制」 1899年「府県制」改正 1899年「郡制」改正	
1900年「衆議院議員選挙法」		1911年「市制」 1911年「町村制」
1919年「衆議院議員選挙法」改正		1921年「市制」改正 1921年「町村制」改正
1925年「衆議院議員選挙法」	1922年「府県制」改正	1926年「市制」改正 1926年「町村制」改正
1945年「衆議院議員選挙法」改正	1946年「府県制」改正	1946年「市制」改正 1946年「町村制」改正
1946年「日本国憲法」 1947年「衆議院議員選挙法」	1947年「地方自治法」	
1950年「公職選挙法」 1994年「公職選挙法」改正		

【『法令全書』の関係箇所より作成。】

まず、代議制展開が地方レベルから開始した理由として、（後述する）1888年（4月17日、法律第1号）「市制及町村制」の末尾に記載されている「〔参照〕市制町村制理由」に注目すると、そのような展開の政策的意図として、要するに、「国家の基礎」を強固にする必要性、及びそのためには「府県郡市町村を以て3階級の自治体」を（いわば、市町村→郡→府県の序列で）構築する意図を、次のように指摘している。すなわち（法令におけるカタカナを平仮名で表記すると）、

「国内の人民各其自治の団結を為し政府之を統一して其機軸を執るは国家の基礎を強固にする所以なり 国家の基礎を固くせんとせば地方の区画を以て自治の機体と為し其部内の利害を負擔せしめざる可からず

現今の制は府県の下郡区町村あり 区町村は稍自治の体を存すと雖も未だ完全なる自治の制あるを見ず 郡の如きは全く行政の区画たるに過ぎず 府県は素と行政の区画にして幾分か自治の制を兼子有せるが如しと雖も是亦全く自治の制ありと謂う可からず 今前述の理由に依り 此の区画を以て完全なる自治体と為すを必要なりとす 即府県郡市町村を以て3階級の自治体となさんとす 此階級を設たるは分権の制を施すに於ても亦緊要なりとす 蓋自治区には其自治体共同の事務を任す可きのみならず一般の行政に属する事と雖も全国の統治に必要にして官府自ら処理すべきものを除く外之を地方に分任するを得策なりとす 故に其町村の力に堪うる者は之を其負擔とし其力に堪えざる者は之を郡に任し郡の力に及ばざる者は之を府県の負擔とす可し 是階級の重複するを厭わずして却て利益ありと為す所以なり」と（アンダーライン筆者、以下同様）。

次に、代議制展開の税制面での前提として、「地租改正法」と「所得税法」について確認しておく。まず1870年代には、地租について、国家レベルで、1873年（7月28日の太政官布告272号）「地租改正法」は、周知のように、主要な国税たる地租について、課税標準を収穫高から地価に変更し、また米納から金納に改め税率を地価の3%とし、そして土地所有者を納税者とした。これを受けて、地方レベルで、1878年（7月22日の太政官布告第19号）「地方税規則」は、「第1条 地方税は左の目に従い徴収す」として、具体的に「地租5分1以内」等を徴収する旨を定めた。その後、1880年代に入ると、1887年（3月19日の勅令第5号）「所得税法」は、「第1条 凡そ人民の資産又は営業其他より生ずる所得金高1箇年3百円以上ある者は此税法に依て所得税を納むるべし」として、同税を創設し、また「第4条 所得税の等級及税率左の如し」として、等級別税率を（「第1等級 所得金高3万円以上 百分の3」、「第5等級 所得金高3百円以上 百分の1」のように）定めた。このような国家と地方のレベルでの税制を前提として、（つまり、選挙権等の付与の主要な納税条件として）代議制が展開されてくるのである。

以下では、第二次大戦前における、(1)地方レベルと(2)国家レベルのそれぞれについて、代議制の主要な（法的）内容を、(a)選挙権と(b)選挙区等のそれぞれに限定して、表1(B)の略年表に即して、クロノロジカルに、確認し、その上で(3)戦後における国家と地方の双方のレベルでの展開を確認していきたい。（なお、以下では、欧米史学徒に読みやすいように、法令等におけるカタカナを平仮名で表記する。）

(1) 地方レベル

さて、地方レベル、すなわち、市と町村レベル及び府県と郡レベルの双方で、代議制はどのような内容をもって展開し、どのような原則が成立してくるのであろうか。

(a) 選挙権について。

まず、市町村会及び府県郡会の議員の選挙権（及び被選挙権）の拡大過程を、法的な付与条件それ自体に限定して、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

(1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙権

まず、1878年に府県会レベルで議員の選挙権が制定された。すなわち、1871年7月の「廃藩置県」、1872-73年の「大区小区制」の制定後、1878年のいわゆる地方3法の1つたる（7月22日太政官布告第17号）「郡区町村編制法」において、「第1条 地方を画して府県の下郡区町村とす」という旨が制定され、続いて、同1878年（7月22日太政官布告第18号）「府県会規則」は、府県会議員の選挙権を、次のように制定する。すなわち、「第14条 議員を選挙するを得べき者は満20歳以上の男子にして其郡区内に本籍を定め其の府県内に於て地租5円以上を納むる者に限るべし」と。

なお、被選挙権については、「第13条 府県会の議員たることを得べき者は満25歳以上の男子にして其府県内に本籍を定め満3年以上住居し其の府県内に於て地租拾円以上を納むる者に限る」と。

(2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙権

府県制の一定の展開を踏まえて、本格的には、まず1888年に市町村制が制定された。この1888年（4月17日法律第1号）「市制及町村制」のうち、「市制」は、市会議員の選挙権を、次のように制定する。

すなわち、まず「市公民」について、「第7条 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以來(1)市の住民となり(2)其市の負担を分任し及(3)其市内に於て地租を納め若くは直接国税年額2円以上を納むるものは其市公民とす……此法律に於て独立と称するは満25歳以上にして1戸を構え且治産の禁を受けざるものを云う」と。

そして選挙権については、「第12条 市公民（第7条）は総て選挙権を有す」と。

また被選挙権については、「第15条 選挙権を有する市公民（第12条第1項）は総て被選挙権を有す」と。

なお、市税については、「第90条 市税として賦課することを得可き目左の如し 1 国税府県税の附加税 2 直接又は間接の特別税」と。

次に、「町村制」は、町村会議員の選挙権を、次のように制定する。

すなわち、まず「町村公民」について、「第7条 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以來(1)町村の住民となり(2)其町村の負担を分任し及(3)其町村内に於て地租を納め若くは直接国税年額2円以上を納むるものは其町村公民とす……此法律に於て独立と称するは満25歳以上にして1戸を構え且治産の禁を受けざるものを云う」と。

そして選挙権について、「第12条 町村公民（第7条）は総て選挙権を有す」と。

また被選挙権については、「第15条 選挙権を有する町村公民（第12条第1項）は総て被選挙権を有す」と。

なお、町村税については、「第90条 町村税として賦課することを得可き目左の如し 1 国税府県税の附加税 2 直接又は間接の特別税」と。

以上のように、「市公民」及び「町村公民」という公民権に納税条件を制定したのであるが、その政策的意図について、末尾の「[参照] 市制町村制理由」において、要するに「無産の小民」排除する旨を次のように指摘している。すなわち、

「……本制に定むる要件中納税額の制限を設くる所以は市町村を以て其盛衰に利害の關係を

有せざる無智無産の小民に放任することを欲せざるが為めなり 然れも本制には2級若く3級選挙法を行うに依て幸に小民の多数を以て資産者を抑圧するの患を免る可きが故に其制限は之を低度に定むるも妨げなし 元来選挙権を拡充し以て細民不満の念を絶たんことを期するは此選挙法の他に優れりとする所なり 故に本制に於ては2年以來町村内に於て地租を納むる者はその制限を設けず 其他の納税者は2円以上とせり……」と。

(3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙権

このような市制町村制に続いて、府県制と郡制が制定されてくる。まず、1890年（5月17日の法律35号）「府県制」は、府県及び府県会議員の（間接的）選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第2条 府県会は府県内郡市に於て選挙したる議員を以て之を組織す

郡市に於て選挙すべき府県会議員の定数は勅令を以て之を定む但各郡市をして少なくとも1人の議員を選挙せしむべし」と。

なお被選挙権については、「第4条 府県内市町村の公民中選挙権を有し其府県に於て1年以來直接国税10円以上を納むるものは府県会の被選挙権を有す」と。

次に、1890年（5月17日の法律36号）「郡制」は、郡会及び郡会議員の（主として、間接的）選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第4条 郡会は郡内町村に於て選挙したる議員及大地主に於て選挙したる議員を以て之を組織す」

「第5条 町村に於て選挙すべき郡会議員の数は毎町村各1名とす……」

「第6条 1町村に於て1名以上の議員を選挙するは其町村会之を行ひ……」

「第8条 大地主は町村に於て選挙すべき議員定数の外其定数の3分の1を互選するものとす……」

「第9条 大地主とは郡内に於て町村税の賦課を受くる所有地にして地価総計1万円以上を有する地主を云う」と。

なお被選挙権については、「第10条 郡内町村公民にして町村会の選挙に参加することを得べき者及大地主中自ら選挙に加わることを得べき者は総て郡会の被選挙権を有す」と。

以上のような市制町村制及び府県制郡制を基礎にして（後述する）衆議院議員の制限選挙権が制定されてくるのである。

(4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙権

続いて、1899年に「府県制」及び「郡制」が改正された。

まず、1899年（3月の法律64号）「府県制」改正は、府県会及び府県会議員の（今や直接的な）選挙権（及び被選挙権）を、次のように制定する。すなわち、

「第6条 府県内の市町村公民にして市町村会議員の選挙権を有し且其の府県内に於て1年以來直接国税年額3円以上を納むる者は府県会議員の選挙権を有す

府県内の市町村公民にして市町村会議員の選挙権を有し且其の府県内に於て1年以來直接国税年額10円以上を納むる者は府県会議員の被選挙権を有す」と。

続いて、1899年（3月の法律65号）「郡制」改正は、郡会及び郡会議員の選挙権を、また同時に被選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第6条 郡内の町村公民にして町村会議員の選挙権を有し且其の郡内に於て1年以來直接国税年額3円以上を納むる者は郡会議員の選挙権を有す

郡内の町村公民にして町村会議員の選挙権を有し且其の郡内に於て1年以來直接国税年額5円以上を納むる者は郡会議員の被選挙権を有す」と。

(5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権

その後、1911年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず、1911年(4月6日の法律68号)「市制」改正は、市会議員の選挙権を、次のように制定する。

すなわち、「市公民」について、「第9条 帝国臣民にして独立の生計を営む年齢25年以上の男子2年以來市の住民と為り其の市の負担を分任し且其の市内に於て地租を納め若は直接国税年額2円以上を納むるときは其の市公民とす」と。

そして選挙権、及び被選挙権については、「第14条 市公民は総て選挙権を有す」、また「第18条 選挙権を有する市公民は被選挙権を有す」と。

次に、1911年(4月6日の法律69号)「町村制」改正は、町村会議員の選挙権を、次のように制定する。

すなわち、「町村公民」について、「第7条 帝国臣民にして独立の生計を営む年齢25年以上の男子2年以來町村の住民と為り其の町村の負担を分任し且其の町村内に於て地租を納め若は直接国税年額2円以上を納むるときは其の町村公民とす」と。

そして選挙権、及び被選挙権については、「第12条 町村公民は総て選挙権を有す」、また「第15条 選挙権を有する町村公民は総て被選挙権を有す」と。

(6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権

続いて、1921年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず、1921年(4月11日の法律58号)「市制」改正は、市会議員の選挙権を有する「市公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第9条 市住民にして左の要件を具備する者は市公民とす……

- 1 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者
- 2 独立の生計を営む者
- 3 2年以來其の市住民たる者
- 4 2年以來其の市の直接市税を納むる者……」と。

次に、1921年(4月11日の法律59号)「町村制」改正は、町村会議員の選挙権を有する「町村公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第7条 町村住民にして左の要件を具備する者は町村公民とす……

- 1 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者
- 2 独立の生計を営む者
- 3 2年以來其の町村住民たる者
- 4 2年以來其の町村の直接町村税を納むる者……」と。

(7) 1922年の「府県制」改正における府県会議員の選挙権

翌1922年に「府県制」が改正された。1922年(4月19日の法律第55号)「府県制」改正は、府県会議員の選挙権(及び被選挙権)を、次のように制定する。すなわち、

「第6条第1項乃至第3項を左の如く改む

府県内の市町村公民にして1年以來其の府県内に於て直接国税を納むる者は府県会議員の選

挙権及被選挙権を有す」と。

(8) 1926年の普通選挙制下における選挙権

以上の展開を経て、地方レベルで、直接国税、市税町村税などの額による制限を撤廃した、いわゆる普通選挙権が制定されてくるのである。

まず1926年（6月24日の法律第73号）「府県制」改正は、府県会議員の選挙権（及び被選挙権）を、次のように制定する。すなわち、「第6条 府県内の市町村公民は府県会議員の選挙権及被選挙権を有す」と。

続いて1926年（6月24日の法律第74号）「市制」改正は、市会議員の選挙権を有する「市公民」を、次のように制定する。すなわち、「第9条 帝国臣民たる年齢25年以上の男子2年以来市住民たる者は其の市公民とす」と。

また1926年（6月24日の法律第75号）「町村制」改正は、町村会議員の選挙権を有する「町村公民」を、次のように制定する。すなわち、「第7条 帝国臣民たる年齢25年以上の男子にして2年以来町村住民たる者は其の町村公民とす」と。

このように選挙権は拡大され、普通選挙権が実現したのであるが、これに対して、選挙区等はどうのように制定されてくるのであろうか。

(b) 選挙区等について。

次に、市町村会及び府県郡会の議員選挙における選挙区等について、同じく、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

(1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙

1878年の地方3法の1つたる「郡区町村編制法」が「地方を画して府県の下郡区町村とす」る旨を制定したのち、同1878年「府県会規則」は、府県会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員について、「第10条 府県会の議員は郡区の大小に依り毎郡区に5人以下を選ぶ」と。

そして（記名）投票と当選については、「第17条 投票は予め郡区長より付与したる用紙に選挙人自己及び被選人の住所姓名年齢を記し予定の日之を郡区長に出すべし 投票は多数の者を以て当選人とし……」と。

なお、任期については、「第21条 議員の任期は4年とし2年毎に全数の半を改選す……」と。

このような「府県会規則」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「県会」議員の選挙の場合の選挙区及び議員定数を確認すると、表2に表示したように、選挙区は18、定数64人、従って、1選挙区平均3.5人である。大選挙区制であるといえよう。

(2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙

1888年「市制及町村制」のうち、「市制」は、市会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、「第11条 市会議員は其市の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す 其の定員は人口5万未満の市に於ては30人とし人口5万以上の市に於ては36人とす……」と。

そしていわゆる「等級選挙」については、「第13条 選挙人は分て3級と為す

表2 府県レベル=岩手県会議員選挙関係

1878年「府県会規則」		1890年「府県制」		1899年「府県制」改正		普選法下の最初選挙		1946年「府県制」改正	
1879年3月1日選挙		(岩手県：1897施行) 1897年7月選挙		1899年9月改選		1927年9月改選			
選挙区	定数	選挙区	定数	定数	定数	選挙区	定数		
南岩手郡	5	盛岡市	1	1	2	盛岡市	4		
北岩手郡	3	岩手郡	3	3	3	岩手郡	4		
紫波郡	4	紫波郡	2	2	2	紫波郡	2		
稗貫郡	4	稗貫郡	2	2	2	稗貫郡	3		
東和賀郡	4	和賀郡	2	2	2	和賀郡	4		
西和賀郡	2								
胆沢江刺郡	5	胆沢郡	2	2	2	胆沢郡	4		
		江刺郡	2	2	2	江刺郡	2		
西磐井郡	4	西磐井郡	2	2	2	西磐井郡	3		
東磐井郡	5	東磐井郡	3	3	3	東磐井郡	4		
気仙郡	4	気仙郡	2	2	2	気仙郡	3		
西閉伊郡	3	上閉伊郡	2	2	3	上閉伊郡	3		
南閉伊郡	3								
東閉伊郡	4	上閉伊郡	3	3	3	釜石市	1		
中閉伊郡	2					下閉伊郡	4		
北閉伊郡	2								
南九戸郡	3	九戸郡	2	2	3	宮古市	1		
北九戸郡	3					九戸郡	4		
二戸郡	4	二戸郡	2	2	2	二戸郡	3		
計 18	計 64	計 14	計 30	計 30	計 33	計 16	計 49		

[内村一三『岩手の県政80年』, 1960年, 555-588頁等より作成.]

選挙人中直接市税の納額最多き者を合せて選挙人総員の納むる総額の3分1に当る可き者を1級とす

1級選挙人の外直接市税の納額最多き者を合せて選挙人総員の納むる総額の3分1に当る可き者を2級とし爾余の選挙人を3級とす……

選挙人毎級各別に議員の3分1を選挙す 其被選挙人は同級内の者に限らず3級に通して選挙せらるるをこと得」と。

また任期については、「第16条 議員は名誉職とす其任期は6年とし毎3年各級に於て其半数を改選す……」, と。

次に、投票、特に「連記」制については、

「第22条 選挙は投票を以て之を行う 投票には被選挙人の氏名を記し封緘の上選挙人自ら掛長に差出す可し 但選挙人の氏名は投票に記入することを得ず」

「第23条 投票に記載の人員其選挙す可き定数に過ぎ又不足あるも其投票を無効とせず 其定数に過るものは末尾に記載したる人名を順次に棄却す可し」と。

なお、当選については、「第25条 議員の選挙は有効投票の多数を得たる者を以て当選とす……」, と。

次に、「町村制」は、殆ど同様に、町村議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第11条 町村会議員は其町村の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す 其の定員は其町村

の人口に準じ左の割合を以て之を定む……

1 人口1500未満の町村に於ては 議員8人……」と。

そしていわゆる「等級選挙」については、

「第13条 選挙人は分て2級と為す

選挙人中直接町村税の納額多き者を合せて選挙人全員の納むる総額の半に当る可き者を1級とし爾余の選挙人を2級とす……

選挙人毎級各別に議員の半数を選挙す 其被選挙人は同級内の者に限らず両級に通して選挙せらるることを得」と。

また任期については、「第16条 議員は名誉職とす其任期は6年とし毎3年各級に於て其半数を改選す……」と。

次に、投票、特に「連記制」については、

「第22条 選挙は投票を以て之を行う 投票には被選挙人の氏名を記し封緘の上選挙人自ら掛長に差出す可し 但選挙人の氏名は投票に記入することを得ず」

「第23条 投票に記載の人員其選挙す可き定数に過ぎ又不足あるも其投票を無効とせず 其定数に過ぐるものは末尾に記載したる人名を順次に棄却す可し」と。

なお、当選については、「第26条 議員の選挙は有効投票の多数を得たる者を以て当選とす……」と。

（なお、吏員の選挙の場合には、「第46条 町村会に於て町村吏員の選挙を行うときは其の1名毎に匿名投票を以て之を為し有効投票の過半数を得る者を以て当選とす若し過半数を得る者なきときは最多数を得る者2名を取り之に就て更に投票せしむ……」と。）

以上のような「等級選挙」制定の政策的意図、及び（連記制による）「比較多数の法」について、末尾の「[参照] 市制町村制理由」において、次のように指摘している。すなわち、「等級選挙」については、

「本制に於ては納税額に依て選挙人の等級を立て選挙権を以て市町村税負担の軽重に伴随せしむ 蓋名誉職に任ずるは町村公民の軽からざる義務なれば資産ある者に非ざれば之に任ずること能わず 又其税額の多寡は姑く之を論ぜざるも其専ら自治の義務を負担する者に相当の権力を有せしむるは固より当然の理なり 今等級選挙法を以て常例とせるは即此要旨に外ならず

等級選挙の例は本邦に於ては創始に属すと雖も之を外国の実例に照らすに其良結果あるを徴するに足る 本制被選挙権の資格を広くして而して其流弊なきを信ずる所以のものは即此選挙法に依て以て細民の多数に制せられるの弊害を防ぐに足るべきを以てなり」と。

また議員選挙の連記=比較多数制及び（郡会議員選挙を含む）吏員選挙の過半数（=絶対多数）制については、

「当選の認定は議員の選挙には比較多数の法を取り（市制第25条、町村制第26条）市町村吏員の選挙は過半数の法を用う（市制第25条、町村制第26条）元来総て過半数を以てするを正則とすれども事宜を計りて便法を設けたるなり」と。

このような「市制」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「盛岡市会」議員の選挙の場合について確認すると、表3に表示したように、議員定員30人で、各級10人。10名連記制である。

(3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙

このような市制町村制の制定を受けて、まず、1890年「府県制」は、府県会議員の（間接的）選挙について、次のように制定する。すなわち、

表3 市町村レベル=盛岡市議会議員選挙

1888年「市制及町村制」 (1889年：盛岡市制施行) (議員定員：30人) 1889年4月選挙 第1回選挙	1911年「市制」 (各級10名全員改選) (議員定員：30人) 1913年4月選挙 第9回(全員改選)	1921年「市制」改正 1925年4月選挙 第12回(最後の制限選挙)	1926年普通選挙制 1929年4月選挙 第13回	1946年「市制」改正 1947年4月選挙 第17回(戦後第1回)
3級-10人 2級-10人 1級-10人	3級-10人 2級-10人 1級-10人	2級-15人 1級-15人	定数：36人	定数：36人

[盛岡市議会史編纂委員会編『盛岡市議会百年の歩み』, 1989年, 関係箇所等より作成.]

まず、選挙区及び選挙区の議員定員について、

「第2条 府県会は府県内郡市に於て選挙したる議員を以て之を組織す

郡市に於て選挙すべき府県会議員の定数は勅令を以て之を定む 但各郡市をして少なくとも1人の議員を選挙せしむべし」と。

次に、投票、当選、及び任期について、

「第3条 府県会議員の選挙は市に在ては市会及市参事会会合し市長を会長とし 郡に在ては郡会及郡参事会会合し郡長を会長とし 左の規定に依り之を行うべし……

1 投票は選挙人自ら会長の面前において之を投票函に投入す

投票は匿名とす……

3 有効投票の多数を得たるものを以て当選とす……」

「第5条 府県会議員は名誉職とす其任期は4年とし毎2年其半数を改選す……」, と。

また1890年「郡制」は、殆ど同様に、郡会議員の(主として、間接的)選挙について、次のように制定する。すなわち、

任期については、

「第13条 郡会議員は名誉職とす

町村に於て選挙したる議員の任期は6年とし毎3年其半数を改選す……

大地主に於て選挙したる議員の任期は3年とし毎3年其全数を改選す……」, と。

また投票、当選については、

「第17条 選挙の順序は先ず町村之を行い次に大地主之を行うべし

町村に於て行う選挙は町村制第46条の規定に従うべし……」

「第18条 大地主に於て選挙を行うときは左の規定に依るべし……

4 投票は選挙人自ら選挙会長の面前において之を投票函に投入す

投票は匿名とす……

6 有効投票の多数を得たるものを以て当選とす……」, と。

このような「府県制」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「県会」議員の選挙の場合の選挙区及び議員定数を確認すると、表2に表示したように、同制は1897年に施行され、選挙区は14、定数は30人に限定され、従って、今や、1選挙区平均2.1人である。

(4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙

続いて、1899年に「府県制」及び「郡制」が改正された。

まず、1899年「府県制」改正は、府県会議員の(今や、直接的)選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第4条 府県議員は各選挙区に於て之を選挙す
選挙区は郡市の区域に依る……」

「第5条 府県議員は府県の人口70万未満は議員30人を以て定員とし……

各選挙区に於て選挙すべき府県議員の数は府県の議決を経内務大臣の許可を得て府県知事之を定む」と。

次に、新たな任期、及び投票、当選については、

「第7条 府県議員は名誉職とす

府県議員の任期は4年とす」

「第18条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る……

選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第27条 左の投票は之を無効とす……

2 1投票中2人以上の被選挙人を記載したるもの」

「第29条 府県議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選とす……」と。

次に、1899年「郡制」改正は、殆ど同様に、郡議員の（今や、直接的）選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第4条 郡議員は各選挙区に於て選挙す

選挙区は町村の区域に依る……」

「第5条 郡議員の員数は15人以上30人以下とす……

郡議員の定数及各選挙区に於て選挙すべき郡議員の数は郡会の議決を経府県知事の許可を得て郡長之を定む」

次に、新たな任期、及び投票、当選について、

「第7条 郡議員は名誉職とす

郡議員の任期は4年とす」

「第15条 選挙は投票に依り之を行う

投票は1人1票に限る……

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第16条 左の投票は之を無効とす……

2 1投票中2人以上の被選挙人を記載したるもの」

「第18条 郡議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選とす……」と。

以上のように、府県制と郡制レベルでの投票において、1人1票制に限定され、また連記制は無効であることが明示されるに至った。

(5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙

その後、1911年に「市制」及び「町村制」が改正された。

1911年「市制」改正は、市会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第13条 市会議員は其被選挙権ある者に就き選挙人之を選挙す

議員の定数は左の如し

1 人口5万未満の市 30人

2 人口5万以上15万未満の市 36人……

議員の定数は市条例を以特に之の増減することを得……」, と。

そして「等級選挙」については,

「第15条 選挙人は分ちて3級とす

選挙人中直接市税の納額最多き者を合せて選挙人全員の納むる総額の3分の1に当る可き者を1級とす……

1級選挙人を除くの外直接市税の納額最多き者を合せて選挙人全員の納むる直接市税の総額中1級選挙人の納むる額を除き残額の半に当る可き者を2級としその他の選挙人を3級とす……

選挙人毎級各別に議員定数の3分の1を選挙す

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」, と。

次に, 新たな任期, 投票, 特に「連記制」, 及び当選については,

「第19条 議員は名誉職とす

議員の任期は4年とし……」

「第25条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る……

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし 但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし」

「第30条 市会議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選者とす……」, と。

次に, 1911年「町村制」改正は, 殆ど同様に, 町村議員の選挙について, 次のように制定する。すなわち, まず, 選挙区及び選挙区の議員定員については,

「第11条 町村会議員は其被選挙権ある者に就き選挙人之を選挙す

議員の定数は左の如し

1 人口千5百未満の町村 8人……

議員の定数は町村条例を以特に之の増減することを得……」, と。

次に, 新たな任期, 投票, 特に「連記制」, 及び当選については,

「第13条 選挙人は分ちて2級とす

選挙人中直接町村税の納額最多き者を合せて選挙人全員の納むる総額の半に当るべき者を1級としその他の選挙人を2級とす……

選挙人は毎級各別に議員定数の半数を選挙す

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」

「第16条 町村議員は名誉職とす

議員の任期は4年とし……」

「第22条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る……

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし 但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし……」

「第27条 町村会議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選者とす……」, と。

以上のように, 市制と町村制レヴェルでの投票においては, 1人1票制に基本的に限定され, また連記制も(実際には, (選挙人の少ない)1級のみ)に限定されるに至った。

(6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙
 続いて、1921年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず、1921年「市制」改正は、市会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、
 選挙区及び選挙区の議員定数については、

「第13条第2項及3項を左の如く改む

議員の定数は左の如し……

- 1 人口5万未満の市 30人
- 2 人口5万以上15万未満の市 36人……」と。

そして新たな（3級制から2級制に緩和された）「等級選挙」について、

「第15条 選挙人は分ちて2級とす

選挙人中選挙人の総数を以て選挙人の納むる直接市税総額を徐し其の平均額以上を納むる者を1級としその他の選挙人を2級とす……

選挙人毎級各別に議員定数の2分の1を選挙す但し……

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」と。

次に、1921年「町村制」改正は、殆ど同様に、町村議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、新たな「等級選挙」について、

「第13条 町村は町村条例を以て選挙人は分ちて2級と為すことを得此の場合に於ては市制の例に依る」

「第22条 第5項但書 [=但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし]を削る」と。

以上のように、市制と町村制レベルの選挙においては、等級選挙は緩和、廃止され、また連記制も実質的に、また明示的に排除されるに至った。（このような等級選挙の緩和、廃止の意味についていえば、市制の場合、「従来の3級選挙制に於ては全国を平均し3級選挙人は1級選挙人の50倍5 [=50.5倍]、2級選挙人の7倍2 [=7.2倍]なり」と比して、今や、2級選挙制下では「2級選挙人は1級選挙人の4倍に当る」程にまで、「各等級間の権利に均衡を得たるもの」になった。また町村制の場合、「従来町村の2級選挙制に於ては2級選挙人は1級選挙人の6倍なり」であった。衆議院議員選挙法調査会編『選挙法制度資料・衆議院議員選挙法に関する調査資料 参考資料編』、文化図書、1996年、69頁。）

(7) 1926年の普通選挙制下における選挙

以上の展開をへて、1926年に普通選挙制が制定され、「等級選挙」も廃止されてくるのである。

まず1926年「府県制」改正は、制定する。

「第4条第2項中『郡市の区域』を『市の区域』……に改め……」

「第27条 左の投票は之を無効とす……

- 3 1投票中2人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの」と。

続いて1926年「市制」改正は、制定する。

「第15条 削除」

「第18条 選挙権を有する市公民は被選挙権を有す」

「第25条第5項の…但書 [=但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし]を削る」と。

また 1926 年「町村制」改正も制定する。

「第 13 条 削除」と。

こうして、地方レベルでは、選挙権拡大＝普通選挙制に対して、大選挙区＝少数代表制が対置されてくるのである。

なお、「市制」改正下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「盛岡市会」議員の選挙の場合について確認すると、表 3 に表示したように、従来の 3 級選挙は、1921 年の改正下に、定数 30 人のまま 15 人ずつの 2 級選挙となり、また 1926 年の普通選挙制下には（市域拡大＝人口増加により）議員定員 36 人になった。選挙区の議員数からいえば、いわば、大選挙区制であり、この意味では極度の少数代表制が定着するに至ったといえよう。

(2) 国家レベル

以上のような地方レベルでの展開を基礎にして、国家レベルにおいて、代議制はどのような内容をもって展開し、どのような原則が成立してくるのであろうか。

1889 年（2 月 11 日）に公布された「大日本帝国憲法」は、「第 35 条 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられる議員を以て組織す」と規定したのであるが、この下での（周知の）展開について簡単に注目したい。

(a) 選挙権について。

まず、衆議院議員の選挙権（及び被選挙権）の法的な付与条件を、略年表に即してクロノジカルに、確認していきたい。

(1) 1889 年「衆議院議員選挙法」における選挙権

1889 年（2 月 11 日の法律第 3 号）「衆議院議員選挙法」は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第 6 条 選挙人は左の資格を備うることを要す

第 1 日本臣民の男子にして年齢 25 年以上の者

第 2 選挙人名簿調製の期日より前満 1 年以上其の府県内に於て本籍を定め住居し仍引続き住居する者

第 3 選挙人名簿調製の期日より前満 1 年以上其の府県内に於て直接国税 15 円以上を納め仍引続き納むる者

但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満 3 年以上之を納め仍引続き納むる者に限る」と。

なお、被選挙権については、

「第 8 条 被選挙人たることを得る者は日本臣民の男子年齢 30 年以上にして選挙人名簿調製の期日より前満 1 年以上其の府県内に於て直接国税 15 円以上を納め仍引続き納むる者たるべし

但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満 3 年以上之を納め仍引続き納むる者に限る」と。

(2) 1900 年「衆議院議員選挙法」における選挙権

次の 1900 年（3 月 28 日の法律第 73 号）「衆議院議員選挙法」は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第 8 条 左の要件を具備する者は選挙権を有す

1 帝国臣民たる男子にして年齢 25 年以上の者

2 選挙人名簿調製の期日前満 1 年以上其の選挙区に住所を有し仍引続き有する者

3 選挙人名簿調製の期日前満1年以上地租10円以上又は満2年以上地租以外の直接国税10円以上若しくは地租とその他の直接国税とを通して10円以上を納め仍引続き納むる者」

なお、被選挙権については、

「第10条 帝国臣民たる男子にして年齢30年以上の者は被選挙権を有す」と。

(3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙権

続いて、1919年（5月22日の法律60号）「衆議院議員選挙法」改正は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第8条第2号及第3号を左の如く改む

2 選挙人名簿調製の期日迄引続き満6箇月以上同一選挙区内に住所を有する者

3 選挙人名簿調製の期日迄引続き満1年以上直接国税3円以上を納むる者」と。

(4) 1925「衆議院議員選挙法」における選挙権

そして、1925年（5月5日の法律47号）「衆議院議員選挙法」は、いわゆる普通選挙権、及び同時に被選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第5条 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者は選挙権を有す

帝国臣民たる男子にして年齢30年以上の者は被選挙権を有す」と。

このような普通選挙権に対して、選挙区等はどのように制定されてくるのであろうか。

(b) 選挙区等について。

次に、衆議院議員の選挙区等について、同じく、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

(1) 1889年「衆議院議員選挙法」における選挙

まず、1889年の「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、選挙区及び選挙区の議員定数については、

「第1条 衆議院の議員は各府県の選挙区に於て之を選挙せしむ 其の選挙区及選挙区に於て選挙すべき定員は此の法律の附録を以て之を定む」と。

次に、投票、特に「連記制」、及び当選については、

「第38条 ……選挙人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して捺印すべし」

「第40条 2人以上の議員を選挙すべき選挙区に於ては連名投票を用うべし」

「第58条 投票総数の最多数を得たる者は之を当選人とす」と。

そして、附録では、選挙区及び定員を定めている。選挙区は、1人区214、2人区43のみという、原則としての小選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、選挙区5、定員各1人である。

(2) 1900年「衆議院議員選挙法」における選挙

次の1900年「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定数について、

「第1条 衆議院議員は各選挙区に於て之を選挙す

選挙区及各選挙区に於て選挙すべき議員の数は別表を以て之を定む」と。

次に、新たな投票、及び当選について、

「第29条 ……投票は1人1票に限る」

「第36条 選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載して投函すべし

表4 国家レヴェル=岩手県衆議院議員選挙関係

1889年 「衆議院議員選挙法」 岩手県(議員総数5人)	1900年 「衆議院議員選挙法」 岩手県(6人)	1919年 「衆議院議員選挙法」改正 岩手県(7人)	1925年 「衆議院議員選挙法」 岩手県(7人)	1945年 「衆議院議員選挙法」改正 岩手県	1947年 「衆議院議員選挙法」改正 岩手県(8人)
第1区 { 南岩手郡 (1人) 北岩手郡 紫波郡 二戸郡	盛岡市 1人 郡部 5人	第1区 盛岡市 (1人)	第1区 { 盛岡市 (3人) 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡	8人	第1区 { 盛岡市 (4人) 釜石市 宮古市 岩手郡 紫波郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
第2区 { 東閉伊郡 (1人) 中閉伊郡 北閉伊郡 南九戸郡 北九戸郡		第2区 { 岩手郡 (1人) 紫波郡	第3区 { 二戸郡 (1人) 九戸郡	第2区 { 稗貫郡 (4人) 和賀郡 胆沢郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡	第2区 { 稗貫郡 (4人) 和賀郡 胆沢郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡
第3区 { 稗貫郡 (1人) 東和賀郡 西和賀郡 西閉伊郡 南閉伊郡		第4区 { 下閉伊郡 (1人) 上閉伊郡	第5区 { 稗貫郡 (1人) 和賀郡		
第4区 { 江刺郡 (1人) 胆沢郡 気仙郡		第6区 { 胆沢郡 (1人) 江刺市 気仙郡	第7区 { 西磐井郡 (1人) 東磐井郡		
第5区 { 西磐井郡 (1人) 東磐井郡					

【『法令全書』の関係箇所より作成。】

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第70条 有効投票の最多数を得たる者を以て当選人とす……」, と。

そして、別表では、新たな選挙区及び定員を定めている。選挙区は、1人区46、最大13人区1を含めて大選挙区51であり、原則として大選挙区別である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、盛岡市1人、郡部5人である。

(3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙

続いて、1919年「衆議院議員選挙法」改正は、選挙区等について、別表で、選挙区及び選挙区の議員定数を改正した。1人区295、2人区68、3人区11という、小選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、選挙区7、定員各1人である。

(4) 1925年「衆議院議員選挙法」における選挙

そして、1925年「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定数について、

「第1条 衆議院議員は各選挙区に於て之を選挙す

選挙区及各選挙区に於て選挙すべき議員の数は別表を以て之を定む」, と。

次に、投票、及び当選について、

「第19条 ……投票は1人1票に限る」

「第27条 選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載して投函すべし
投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第69条 有効投票の最多数を得たる者を以て当選人とす」, と。

そして、別表では、選挙区及び定員を定めている。3人区53、4人区38、5人区31という、いわゆる「中選挙区」制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、第1区3人、第2区4人である。

以上の展開を経て、国家レベルでは、選挙権拡大＝普通選挙権に対して、日本独自の「中選挙区」制が対置され、代表原理としては「少数代表」制が定着してくるのである。

（3）戦後における国家と地方での代議制の展開

第二次大戦後、代議制は、国家レベルから新たに展開してくる。

（a）国家レベル

1945年「衆議院議員選挙法」改正

まず、1945年（12月17日の法律42号）「衆議院議員選挙法」改正は、次のように制定している。

まず、新たに選挙権及び被選挙権については、

「第5条 帝国臣民にして年齢20年以上の者は選挙権を有す

帝国臣民にして年齢25年以上の者は被選挙権を有す」と。

次に、投票、特に制限的な「連記制」について、

「第27条 第1項を左の如く改む

選挙人は投票所に於て左の区分に従い投票用紙に自ら議員候補者1人又は数人の氏名を記載して投函すべし

- 1 選挙すべき議員の数3人以下の選挙区に於ては1人
- 2 選挙すべき議員の数4人以上10人以下の選挙区に於ては2人以内
- 3 選挙すべき議員の数11人以上の選挙区に於ては3人以内」と。

そして、別表では、選挙区及び定員を改正している。最小の2人区1、最大の14人区3という、大選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、岩手県として1区8人である。

このような大選挙区制、制限連記制は、1946年（11月3日）に公布された「日本国憲法」の下で、改正されてくる。

1947年「衆議院議員選挙法」改正

1947年（3月31日の法律43号）「衆議院議員選挙法」改正は、次のように制定している。

まず、選挙権及び被選挙権については、「第5条中『帝国臣民』を『日本国民』に改める」と。

次に、投票、特に「連記制」について、

「第27条第1項を次のように改める。

選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者1人の氏名を記載して投函すべし」と。

そして、別表では、選挙区及び定員を改正している。3人区40、4人区39、5人区38という、「中選挙区制」である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、第1区4人、第2区4人である。

かくして、第二次大戦後においても、国家レベルで、「中選挙区」制、代表原理としては「少数代表」制が継承されることになった。

(b) 地方レベル

国家レベルでの展開を受けて、地方レベルでも新たに展開されてくる。

1946年「府県制」改正

まず、1946年（9月27日の法律27号）「府県制」改正は、次のように制定している。

すなわち、議員定数については、「第5条 第1項中『30人』を『40人』に……改める。」と。

そして選挙権及び被選挙権については、

「第6条 第1項乃至第3項を次のやうに改める。

府県内の市町村会議員の選挙権を有する者は府県会議員の選挙権を有す

府県内の市町村会議員の被選挙権を有する者は府県会議員の被選挙権を有す」と。

1946年「市制」改正

次に、1946年（9月27日の法律28号）「市制」改正は、次のように制定している。

まず、「市民」について、「第9条 日本国民たる市住民（之を市民と称す）は本法に従い市の選挙に参加する権利を有す」と。

選挙権及び被選挙権等については、

「第14条 年齢20年以上の市民にして6月以来市内に住所を有するものは市会議員の選挙権を有す……」

「第15条の1……10 市に市会議員選挙管理委員会を置く……」

「第18条 第1項中『選挙権を有する市公民』を『選挙権を有する者にして年齢25年以上のもの』に改め……」と。

1946年「町村制」改正

また、1946年（9月27日の法律29号）「町村制」改正は、次のように制定している。

まず、「町村民」について、「第7条 日本国民たる町村住民（之を町村民と称す）は本法に従い町村の選挙に参加する権利を有す」と。

選挙権及び被選挙権等については、

「第12条 年齢20年以上の町村民にして6月以来町村内に住所を有するものは町村会議員の選挙権を有す……」

「第13条の1……9 町村に町村会議員選挙管理委員会を置く……」

「第15条 第1項中『選挙権を有する町村公民』を『選挙権を有する者にして年齢25年以上のもの』に改め……」と。

以上の展開を受けて、1947年（4月17日の法律67号）「地方自治法」が公布された。

(c) 国家レベルと地方レベルでの代議制の統合

1950年（4月15日の法律100号）「公職選挙法」は、全く新たな法律として、戦後における国家レベルと地方レベルの代議制の展開を統合しつつ、次のように制定している。

まず、選挙権について。

「第9条 日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員……の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満20年以上の者で3箇月以来市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員……の選挙権を有する。」

また、被選挙権について、

「第10条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員、長又は委員の被選挙権を有する。1 衆議院議員については年齢満25年以上の者……3 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者……5 市町村の議会の議員についてはその

選挙権を有する者で年齢満25年以上の者……」と。

次に、選挙区等について。

まず、選挙の単位については、

「第12条 衆議院議員……及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。……4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。」

また、選挙区については、衆議院議員の選挙区の場合、

「第13条 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表1で定める。」

地方公共団体の議会の議員の選挙区の場合、

「第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

2 前項の区域の人口が著しく少ないときは、条例で数区域を合せて1選挙区を設けることができる。……

5 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、……

7 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」

次に、投票、当選については、

「第36条 投票は、各選挙につき、1人1票に限る。」

「第95条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」と。

そして、別表1では、衆議院議員の選挙区及び定員を定めている。周知のように、「中選挙区制」である。

具体的に、岩手県の場合に、衆議院議員の場合には、表4に表示したように、第1区4人、第2区4人である。

また1946年の「府県制」改正下の岩手県会議員の場合、表2に表示したように、選挙区16、定員49人、従って、1選挙区平均3人である。

また1946年の「市制」改正下の盛岡市会議員の場合、表3に表示したように、定員36人である。

以上のように、戦後における国家レベルと地方レベルの代議制の展開は「公職選挙法」という全く新たな法律において、統合されたのであるが、そこにおいては確かに、選挙権は拡大されたとはいえ、選挙区等については、結局、「中選挙区制」であり、代表原理としては少数代表制のままであることを確認しうるのである。

（従って、1994年の「公職選挙法」改正による、国家レベルでのいわゆる「小選挙区比例代表者並立制」採用は、わが国の代議制史上、歴史的な画期をなし、その歴史的意義は、端的に言って「多数代表」原則の実現への第一歩たることにあるといえよう。かくして、地方レベルでの（小選挙区制あるいは連記制による）「多数代表」原則の実現が、今や、国民的課題として提示されているといえるのではあるまいか。）

（1997年3月31日）（次号に続く）

[本研究における資料収集費用等の一部として、平成8年度文部省科学研究費補助金（基盤研究(c)、課題番号08630068）を使用した。]